



自治基本条例とまちづくり⑫

今回は、第4条(自治の基本原則)をご紹介しました。今回は、第5条、第6条(市民の権利及び責務)をご紹介します。



(市民の権利及び責務)

第5条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定めるところにより、代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利があり、これを行使することができます。

2 市民は、愛西市情報公開条例(平成17年愛西市条例第8号)及び愛西市行政手続条例(平成17年愛西市条例第10号)に基づく権利があり、これを行使することができます。

3 市民は、前2項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を行使することができます。

- (1) 市政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市民が市政運営に参画する権利
- (3) 協働をする権利

4 市民は、市が提供するサービスを楽しむことができます。

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければなりません。

2 市民は、前条第1項から第3項までに掲げる権利及びその他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

3 市民は、市が提供するサービスの享受にあたっては、応分の負担を負わなければなりません。

4 市民は、お互いによく話し合い議論を深めるように努めなければなりません。

市民の皆さんには、法や条例に基づく権利やまちづくりに参画する権利があります。一方で、自治の担い手としての責任と義務もあります。お互いに話し合いながら、まちづくりを進めていきましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113



写真提供：西村博道氏

令和2年、2020年2月。平成から令和に代わった昨年は、平成や昭和時代との比較が話題となりました。そんな生活の中で、先日、水辺の宝石と呼ばれるカワセミの写真を撮りました。まず、野鳥など自然の風景に興味がない人は、カワセミが横を通っても気づきません。否、気にしません。さらに、人は個人の価値観や先入観でものを見ています。このため、カワセミは綺麗な水辺に棲む、ハトぐらいの大きさの美しい鳥と勝手に想像し、カワセミは愛西市のよくなまちはないと思いがちです。実際には船頭平公園などでごく普通の水路沿いに暮らして

いる、スズメぐらいの大きさの鳥で、一年を通して居る留鳥です。また、見つけられない最大の理由は動きが素早いからです。人間の姿を察知すると先に飛んで移動します。素早すぎたカメラを構える暇がありません。プロの写家は、カワセミの止まり木を見つけたら、戻って来るまでひたすら待つそうです。普段の景色の中では、探しても見つけることはできません。さらに、カワセミの羽は構造色といって、太陽とカワセミとカメラの位置で色が決まるため、快晴の日など美しい翡翠色に見える条件でないと思えません。どんより曇った日に何気なく見ていたら素早いスズメ?と思ってしまう。

よって撮影には望遠レンズ、高速撮影が必要です。情報過多となった現代、フェイクニュースも含め表現方法が多様となった令和時代、美しいもの、美味しいものに溢れています。しかし、愛西市にも水辺の宝石と呼ばれる美しい鳥・カワセミが昔通りひっそりと棲息しています。ただ、気付かない、認識しない、否、認識しようとしただけです。多忙な生活の中でも美しさに感動する心を忘れないようにしたいものです。

問 市観光協会 ☎(55)9993

あいさい見聞録
その26 水辺の宝石

